

**水田活用の直接支払交付金における
1か月以上の水張りの確認方法に係る事例集**

令和5年9月

農産局企画課水田農業対策室

事例① 北海道内A農業再生協議会

■ 湛水管理の確認方法

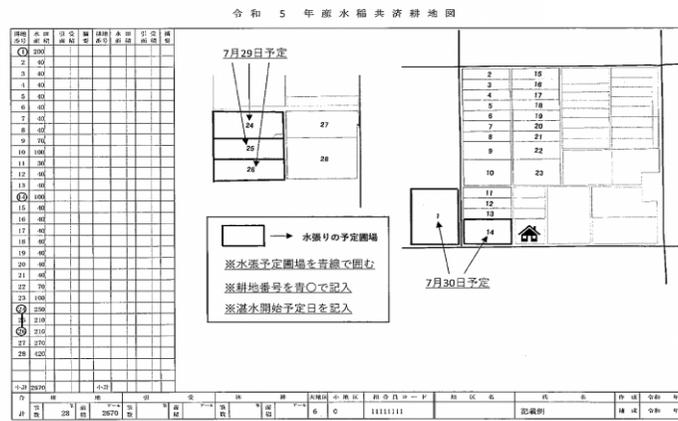
① 現地確認

- 水張り予定者は事前に水稻共済耕地図に湛水管理予定日を記載のうえ協議会に提出。また、湛水開始前には協議会に湛水を開始する旨必ず連絡。連絡を受けた協議会は湛水期間内に現地確認を実施。

※事前の連絡がない場合は湛水管理をしたと認められない

② 証拠書類の提出

- 農業者は圃場ごとに、①湛水開始日、②湛水中間日、③湛水終了日の3枚の写真を添付した資料を「湛水管理台帳」として協議会に提出。
- 写真は撮影日や氏名、耕地番号が記載された紙が写りこむように撮影。



「水稻共済耕地図」の記載例

湛水管理台帳

記載例

氏名： 再生協 太郎

耕地番号： 1

【手続き】

1 再生協へ事前連絡
※必ずご連絡ください

2 ①湛水開始
※圃場ごとに写真撮影

3 ②湛水中間
※圃場ごとに写真撮影

4 再生協で現地確認

5 ③湛水終了
※圃場ごとに写真撮影

6 再生協へ写真提出
※本台帳に貼付ください

7 再生協で書類確認

圃場ごとに作成

①湛水開始日の写真を貼付
(入水日)

②湛水中間日の写真を貼付
(入水から15日目前後)

③湛水終了日の写真を貼付
(入水日から起算して31日目以降)

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

「湛水管理台帳」の記載例

事例② 東北管内B地域再生協議会

■ 湛水管理の確認方法

① 現地確認

水張り予定者は湛水を行う1週間前を目安に「水張り実施届出書」を協議会に提出。届出のあった農地について、職員が現地確認（原則立合不要）を実施。

※原則、水張開始直後と約1か月後の計2回確認

② 証拠書類の提出

農業者は圃場ごとに「水張り記録簿」を提出。

水張り（たん水管理）実施届出書						協議会確認欄	
〇〇市地域農業再生協議会 殿						受領	処理
実施者（農家コード： ） 住所 氏名 (署名)							
下記の交付対象水田について、経営所得安定対策等実施要綱（令和5年4月5日付け 4農産第5527号）別紙1の2の(1)の④に基づき、水張り（たん水管理）を1か月以上実施します。							
記							
水張りを実施する農地（1筆以上は別紙対応）							
実施者が記載					協議会が記載		
ほ場番号 (記録簿に記載)	地名・地番	水田面積 (㎡)	水張り 開始予定日	水張り 終了予定日	1回目 確認日	2回目 確認日	水田機能 の有無
①			R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	有・無
②			R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	有・無
③			R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	有・無
④			R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	有・無
⑤			R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	有・無
⑥			R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	有・無
⑦			R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	有・無
⑧			R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	有・無
⑨			R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	有・無
⑩			R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	有・無

「水張り実施届出書」の記載例

水張り（たん水管理）記録簿			
実施者（農家コード： ） 住所 氏名 (署名)			
届出書のほ場番号を記載すること			
作業日	作業内容	該当ほ場番号	備考
5月20日	止水・水張り開始	①・②	記載例
5月26日	入水	①・②	記載例
	～省略～		
6月22日	水張り終了	①・②	記載例

「水張り記録簿」の記載例

■ 湛水管理の確認方法

① 現地確認

水張り予定者は湛水管理の実施期間をFAX又は電子メールで協議会に連絡。協議会は湛水期間内に現地確認を実施。

※協議会は必要に応じて農業者に圃場の案内を依頼

② 証拠書類の提出

- ・農業者は湛水管理をしたことが分かる写真、作業日誌を協議会に提出。
- ・写真は1筆ごと、湛水開始時期と湛水終了時期の2回、氏名、圃場地名地番、撮影月日を記載した紙等が写りこむように撮影。

交付対象水田から除外される可能性のある水田で
1か月以上の湛水管理を行う農業者の皆様へ

○水田活用の直接支払交付金における交付対象水田の5年水張りルール「1か月以上の湛水管理」についてお知らせします。なお、現時点で当事務局が取り決めたルールであるため、国の方針などにより運用が変更される可能性があることを御承知おきください。
○5年水張りルールについては裏面をご覧ください。

1 湛水管理の確認方法

①現地確認

- ・湛水管理の実施期間を FAX 又は電子メール等でお知らせください。その際、氏名、ほ場地名地番、湛水期間を必ずご記載ください。
- ・事務局が現地確認を実施します。
- ・ほ場の案内をお願いすることがあります。

②写真・作業日誌

- ・湛水管理をしたことが分かる写真、作業日誌を作成してください。
- ・写真は1筆ごと湛水開始時期と湛水終了時期の2回撮影してください。
- ・写真は氏名、ほ場地名地番、撮影月日を記載した紙等が写りこむように撮影してください。

2 湛水管理の注意点

①水深等の基準

- ・水稻作付の場合と同等の湛水管理を実施してください。

②水張りの期間

- ・水張り時期に具体的な時期の指定はありません。
- ・天水による一時的な湛水ではなく、**用水による湛水状態が持続される期間として1か月以上**することとしています。

③部分的な水張りについて

- ・交付対象水田の水田機能は、一筆ごとに確認します。そのため、**ほ場全体ではなく部分的に湛水した場合は、「水張り」とは認められません。**

農業者へのチラシ

■ 湛水管理の確認方法

① 現地確認

水張り予定者は湛水管理の実施期間をFAX又は電子メールで協議会に連絡。協議会は湛水期間内に2回現地確認を実施。

※協議会は必要に応じて農業者に圃場の案内を依頼

② 証拠書類の提出

- ・農業者は湛水管理をしたことが分かる写真（水を張った農地全景）、作業日誌を協議会に提出。
- ・写真は1筆ごと、湛水開始時期と湛水終了時期の2回、氏名、圃場地名地番、撮影月日を記載した紙等が写りこむように撮影。

交付対象水田から除外される可能性のある水田で
1か月以上の湛水管理(水張り)を行う農業者の皆様へ

- 水田活用の直接支払交付金における交付対象水田の5年水張りルール「1か月以上の湛水管理」についてお知らせします。なお、現時点で当事務局が取り決めたルールであるため、国の方針などにより運用が変更される可能性があることを御承知おきください。
- 5年水張りルールについては裏面をご覧ください。

1 湛水管理の確認方法

①現地確認

- ・湛水管理の実施期間をFAX又は電子メール等でお知らせください。その際、氏名、ほ場地名地番、湛水期間を必ずご記載ください。FAX又は電子メール等でお知らせ頂く際は、併せてお電話ください。
- ・事務局が現地確認を実施します（1か月以上期間を置いて2回）。
- ・ほ場の案内をお願いすることがあります。

②写真・作業日誌

- ・湛水管理をしたことが分かる写真（水を張った状態の農地全景）、作業日誌を作成してください。
- ・写真は1筆ごと湛水開始時期と湛水終了時期の2回撮影してください。
- ・写真は氏名、ほ場地名地番、撮影年月日を記載した紙等が写りこむように撮影してください。

2 湛水管理の注意点

①水深等の基準

- ・水稲作付の場合と同等の湛水管理を実施してください。

②水張りの期間

- ・水張り時期に具体的な時期の指定はありません。
- ・天水による一時的な湛水ではなく、**用水による湛水状態が持続される期間として1か月以上**することとしています。

③部分的な水張りについて

- ・交付対象水田の水田機能は、一筆ごとに確認します。そのため、ほ場全体ではなく部分的に湛水した場合は、「水張り」とは認められません。

農業者へのチラシ

■ 湛水管理の確認方法

① 現地確認

- ・ 水張り予定者は事前に5年水張りルール実施計画書を協議会に提出。
- ・ 協議会は実施期間内にほ場全面に水が張られているかや、通常の水稲作付時の水位があるかといった点を目視にて確認し、確認書確認欄に記載。

② 証拠書類の提出

- ・ 農業者は5年水張りルール実施報告書として、水張りを実施した圃場の地番や面積、水張り期間や、今後の作付け予定等に加え、水張り実施状況の写真を協議会に提出。

※水張りの最初と最後の写真を添付。撮影の間隔は1か月以上あけるよう留意。

記載例

農業再生協議会長 様

「水田活用の直接支払交付金」5年水張りルール実施報告書

報告書作成日 令和5年7月10日

耕作者氏名(自署)		出雲 太郎		
実施ほ場地番	今作・今後の情報			前作 作付品目
	面積 (㎡)	水張り期間(計画)	今後の作付予定 作物名 作付時期	
1	2,000	R5.6.1 ~ R5.7.5	大麦 R5.11~R6.5	大麦
2	2,500	R5.6.1 ~ R5.7.5	大麦 R5.11~R6.5	大麦
3	3,000	R5.6.1 ~ R5.7.5	大麦 R5.11~R6.5	大麦
4		~		
5		~		
6		~		
7		~		
8		~		

記載例

「水田活用の直接支払交付金」5年水張りルール実施状況写真

実施年度 令和 5年度

耕作者 (自署)

写真番号 1 写真番号 2

※1 水張りの最初(1回目)と最後(2回目)の写真を添付ください。

※2 最初(1回目)と最後(2回目)の撮影の間隔は、1ヶ月以上あけるようにしてください

実施ほ場番地	実施ほ場番地
写真撮影日 (1回目)	写真撮影日 (2回目)
令和5年6月1日	令和5年7月5日

「5年水張りルール実施報告書」の記載例

記載例

農業再生協議会長 様

「水田活用の直接支払交付金」5年水張りルール実施計画書兼確認書

計画書作成日 令和5年5月31日

耕作者氏名(自署)									
実施ほ場地番	面積 (㎡)	水張り期間計画 (予定)	作付状況						
			R4	R5	R6	R7	R8		
1	2,000	R5.6.1 ~ R5.7.5	大麦	水張	大麦	大麦	大麦	大麦	
2	2,500	R5.6.1 ~ R5.7.5	大麦	水張	大麦	大麦	大麦	大麦	
3	3,000	R5.6.1 ~ R5.7.5	大麦	水張	大麦	大麦	大麦	大麦	
4		~							
5		~							
6		~							
7		~							
8		~							

※添付資料として地番ごとの実施状況がわかる写真(全景)を提出してください。

※1か月以上水張りを実施してください。

※水張り終了後、実施報告書を提出してください。

記載例

農業再生協議会確認欄

機関名	
確認者氏名	
確認日	

※水張り実施期間内に確認作業を行う。

確認は以下について目視等にて行う。

- ・ほ場全面に水が張られているか。
- ・通常の水稲作付け時の水位があるか。

「5年水張りルール実施計画書兼確認書」の記載例

参考 / 水田活用の直接支払交付金に係るQ&A【令和5年7月14日時点】（水張り関係抜粋）

	問	答
3-1	一定期間の水張りの確認にあたっては、どのような状態であれば湛水していると認めるのか。	<p>1 水田機能の確認方法は、現行の要綱に明記されているとおり、水稲作付けにより確認することを基本としています。その上で</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 湛水管理を1か月以上行い、 ② 連作障害による収量低下が発生していない <p>ことが確認できれば、水張りを行ったとみなすこととしています。</p> <p>2 このうち、水張りの期間については、天水による一時的な湛水ではなく、用水による湛水状態が持続される期間として1か月以上とすることとしています。</p> <p>3 なお、1か月以上としているのは、既往の研究結果により、1～4か月程度の湛水状態で病害虫密度の低減効果（連作障害の軽減効果）が発揮されるとされていることに加え、水稲作付けが可能な状態であることを客観的に示す最低限の期間として、1か月以上という期間を設定しているところです。</p>
3-2	湛水状態における水深等の詳細な基準はないのか。	<p>具体的な湛水の基準はありませんが、水張りは、現行の要綱に明記されているとおり、水稲作付けにより確認することを基本としていることから、水稲作付けの場合と同等の湛水管理を行っていただくことが基本です。</p>
3-3	水を張る時期や水張りの確認方法に関する考え方がいかに。	<p>1 水張り時期に具体的な時期の指定はありません。水を張る場合の順番や期間については、現場において十分に検討いただきたいと思います。</p> <p>2 たん水管理が十分になされていることを確認するため、水張りの確認は、たん水期間中に1か月以上あけて2回実施し、それぞれの時点でたん水されていることを確認してください。</p> <p>3 また、水田機能の確認は、従来どおり地域農業再生協議会において行っていただきます（必要に応じて、地方農政局等が指導・助言を行います。）。確認の時期については、令和4年度以降の5年に1回、地域における輪作体系を踏まえ、適切なタイミングで実施してください。</p>
3-4	令和4年～8年に一度でも水張りを行えば、令和9年度以降は継続して交付対象水田として扱われるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ① 令和4年度に水張りを行って以降、令和5年度から令和9年度まで水張りを行わなかった農地については、令和10年度以降は交付対象水田としない ② 同様に令和5年度に水張りを行って以降、令和6年度から令和10年度まで水張りを行わなかった農地については、令和11年度以降は交付対象水田としない <p>といった整理になります。</p>